

(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護サービス重要事項説明書

訪問介護事業所 つばさ

1. 事業の概要

(1) 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 正生会
所 在 地	〒425-0051 焼津市田尻北792番地の1
電 話 番 号	(054) 656 - 0656
代 表 者 氏 名	理事長 石井 紀子
設 立 年 月 日	平成12年9月12日

(2) 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護事業所
事 業 の 目 的	介護保険法に基づく適正な指定(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護を提供する。
事 業 所 の 名 称	訪問介護事業所 つばさ
電 話 番 号	(054) 656 - 0656
管 理 者 氏 名	三輪 和子
介 護 保 険 指 定 番 号	2275100234
事 業 の 実 施 地 域	焼津市・藤枝市

(3) 事業所の職員体制

(令和6年4月1日現在)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員	指定基準	職務内容
1. 管理者	1	1	訪問介護事業統括
2. サービス提供責任者	2以上	1	サービス計画管理
3. 訪問介護従事者	2.5以上	2.5	訪問介護

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から日曜日 (1月1日から1月3日を除く)
営 業 時 間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	7時00分から19時00分

(5) 事業者が同一の所在地にて行っている他の事業

事業の種類		静岡県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成 13 年 7 月 1 日	2275100184	50 人
在宅	通所介護	平成 13 年 7 月 1 日	2275100201	40 人
	短期入所生活介護	平成 13 年 7 月 1 日	2275100226	20 人
居宅介護支援事業		平成 13 年 7 月 15 日	2275100242	
障害者自立支援法における事業者指定（居宅介護）		平成 20 年 12 月 1 日	2215100195	

2. サービスの内容と利用料金

当事業所が提供するサービスについて

(1) 介護保険法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

(1) 介護給付費等の対象となるサービスの概要

以下のサービスについては、利用料金の 9 割（一部 7～8 割）が介護保険から給付されます。事業所が介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分として介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を事業者にお支払いいただきます。

<サービスの概要>

(i) 「(介護予防訪問介護相当サービス) 訪問介護」とは、利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定めるものを派遣して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

(ii) 事業所は、利用者に対して次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

身体介護		生活援助
① 排泄介助	⑨ 自立生活支援の為	① 調理
② 衣類の着脱	の見守りの支援	② 洗濯
③ 整容介助	⑩ その他	③ 住居の掃除
④ 身体の清拭・洗髪	()	④ 買い物
⑤ 入浴介助		⑤ 薬の受け取り
⑥ 食事介助		⑥ 衣類の整理
⑦ 体位交換		⑦ その他
⑧ 服薬確認		()

(2) サービス利用料金

別紙サービス料金表によって、サービス内容、サービス提供時間に応じたサービス利用料金から介護保険給付額等を除いた金額(利用者負担額)をお支払いください。サービスの利用状況により、事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払は別表に記載の方法でお支払下さい。

(4) キャンセル料

利用予定日の前に、利用者の都合でサービスの利用を中止する際は、サービス実施日の前日17時までに事業者申し出て下さい。

- ① 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出た場合、取消料として別表に定める料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合は、取消料はいただきません。

3. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供の際には(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護計画書を作成し、必要事項を記入して利用者の確認を受け、これを交付すると共に居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターに提出します。
- (2) サービスの提供ごとに(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護記録書にサービス内容を記録し、利用者確認を受けます。
- (3) サービス提供の記録を作成し、一ヶ月ごとに利用者へ交付します。
- (4) 事業所は、前記の訪問介護記録書、及びその他の記録を契約終了の日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、希望によりその写しを交付します。

4. サービス提供責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。
サービスの提供に関するご相談や不満がある場合にはどんなことでもお寄せください。

責任者： 三輪 和子 北原 まな美

連絡先 (電話)： 054-656-0656

(営業時間 8時30分～17時30分)

5. 秘密保持

本人及び家族から知り得た情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。サービス担当者会議等における個人情報の提供は、利用者若しくはその家族から予め文書で同意を得ない限り、当該利用者及び家族の個人情報は用いません。

6. 虐待の防止

当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する機会を定期的に設け、指針を整備するとともに、定期的な見直しを行うなど虐待の防止に努めます。

7. 身体拘束の禁止

当事業所では、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

規定に基づき、身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要とした判断した職員等および当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

8. 感染症の発生及び蔓延の防止

事業所では、感染症の発生又は蔓延しないように、感染対策を目的とした委員会を設置するとともに指針の作成や職員教育を行うなど、感染及び蔓延防止について必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族に連絡を行うとともに市町村へ報告する等、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

賠償すべき事故が発生した場合には、できる限り速やかに損害賠償を行います。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合及び、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

10. 緊急時（急変時）の対応

訪問中に、利用者が明らかに急変し、命に関わる場合は、救急車を呼び状態を報告すると共に、主治医への連絡を行います。その際、連携ノートを見て普段の様子などを確認しておきます。

- ・ 管理者若しくはサービス提供責任者、又は担当ケアマネに連絡し、利用者につき添います。
- ・ ヘルパーから連絡を受けた管理者若しくはサービス提供責任者は、速やかに家族に連絡します。
- ・ 常に医療保険証等の保管場所を把握しておきます。
- ・ 利用者が急変した場合には、その前後の状況、急変に対して採った処置を記録し、管理者等に報告します。

11. その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、前記のサービス提供責任者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください（家事援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です）。
- ② お買い物等利用者による依頼については金銭をお預かりするときに金銭の確認、依頼の終了時に残金・領収書及び物品等の確認をお願いいたします。
- ③ 鍵の管理は、基本的に利用者又は代理人及びその他の家族にお願いしております。ただし、利用者又は代理人及びその他の家族が鍵の管理ができない場合は下記に鍵の本数をご記入ください。事業所で保管させていただきます。

※サービス終了時には速やかにお返しいたします。

鍵の本数 本

- ④ ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
- ⑤ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

12. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームつばさ消防計画」に従い対応行います。			
	別途定める「特別養護老人ホームつばさ消防計画」に基づき利用者・職員共、年 2 回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施いたします。			
	設備名称		設備名称	
	スプリンクラー	有り	屋内消火栓	有り
	避難階段	有り	非常通報装置	有り
	自動火災報知機	有り	漏電火災報知機	有り
	誘導灯	有り	非常用電源	有り
	ガス漏れ報知器	有り		
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日令和 5 年 9 月 1 日 防火管理者：西井 裕延			

13. 苦情等申し立て先

事業所が提供したサービスについて、苦情やご要望があった場合には、速やかに対応を行います。担当の職員にもお気軽にお申し出ください。

(1) 事業所の苦情申出窓口

当事業所の(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護に関するご相談・苦情について承ります。担当者までお申出ください。

苦情解決責任者	特別養護老人ホームつばさ 施設長 矢部 貴士
苦情受付担当者	管理者 三輪 和子
連絡先	0 5 4 - 6 5 6 - 0 6 5 6

(2) 苦情処理のための第三者機関について

つばさでは、苦情対応について第三者委員を設置し、苦情解決に努める独自の取組みを行っています。

第三者委員 制 度	(1) 第三者委員に直接苦情を申し立てることができます。
	(2) 第三者委員が苦情内容を確認することができます。
	(3) 苦情解決の話し合いの際、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
	第三者委員
	大石 壮吾 {連絡先 0 5 4 - 6 2 4 - 5 7 3 4}
	鈴木 春子 {連絡先 0 5 4 - 6 2 4 - 4 4 3 4}
	吉永 律子 {連絡先 0 5 4 - 6 2 4 - 4 9 4 8}

(3) 行政機関その他苦情受付機関

①市の相談・苦情受付窓口

焼津市役所 介護保険課	所在地：焼津市本町2丁目16番32号 電話番号：054-626-1159
藤枝市役所 地域包括ケア推進	所在地：藤枝市岡出山1丁目11番1号 電話番号：054-643-3225

②県の相談・苦情受付窓口

静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：静岡市葵区駿府町1番70号 電話番号：054-653-0840
-----------------------	--

④ 静岡県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

介護保険課苦情窓口	所在地：静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号：054-253-5590
-----------	--

14. 第三者評価の受審

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
直近の実施年月日	年 月 日
評価機関の名称	
評価結果の開示情報	

サービス契約に当たり、(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護サービス重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 (_____)

電話番号 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 (_____)

電話番号 _____

この説明書により(介護予防訪問介護相当サービス)訪問介護サービスに関する重要事項を説明しました。

所在地 静岡県焼津市田尻北792番地の1

社会福祉法人 正生会

事業所名 訪問介護事業所 つばさ

説明者 _____ (印)

個人情報の使用に係る同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者又は家族に関する情報
- (2) その他必要な情報